

= 令和7年4月1日施行！

「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設へ =

「共働き・共育て」及び育児期を通じた柔軟な働き方の推進のため、「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の創設等の措置を講ずることを内容とした子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が令和6年6月12日に交付されました。

★出生後休業支援給付とは

両親ともに育児休業を取得することを促進するため、以下の要件①・②を満たす場合に、**最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が出生後休業支援給付として給付**されます。

- ①子の出生直後の一定期間以内(男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内)に育児休業を取得すること
- ②被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得すること

※令和7年4月1日以降に上記要件を満たした方が支給対象になります。



この出生後休業支援給付に、**育児休業給付をあわせると、給付率が80%となり、休業前の手取り賃金と比較すると、実質的には10割相当が支給される仕組み**となります。

★育児時短就業給付とは

育児期を通じた柔軟な働き方を推進するため、被保険者が、**2歳未満の子を養育するために、時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%が支給**されます。

※令和7年4月1日以降に上記の時短勤務を開始する方が支給対象となります

= 労働者の健康確保にかかる措置、適切に図られていますか？ =

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」として、一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及びその意見をふまえた就業上の措置の実施に関する啓発が行われています。

職場における労働者の健康確保にかかる措置が適切に図られているか、この機会に見直しましょう。

事業主に実施が義務づけられている健康診断には、どのようなものがありますか？



①

事業主に実施が義務付けられている健康診断の種類としては、

- ・労働者を新たに雇い入れた際の「**雇入時の健康診断**」
- ・1年以内ごとに1回実施が必要となる「**定期健康診断**」
- ・一定の有害な業務に従事する労働者に対する「**特殊健康診断**」
- ・深夜業を含む業務などに従事する労働者に対する「**特定業務従事者の健康診断**」などが挙げられます。

なお、**健康診断実施の義務は、事業場規模を問わず、すべての事業場に実施義務があります。**



②

正社員には定期の健康診断を実施していますが、パートやアルバイトのスタッフにも実施する必要がありますのでしょうか？



③

パート・アルバイトについても、次の①～③までのいずれかに該当し、かつ**1週間の所定労働時間が同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上**であるときは、健康診断を実施する必要があります。

- ①雇用期間の定めのない者
- ②雇用期間の定めはあるが、契約更新により1年以上(注)使用される予定の者
- ③雇用期間の定めはあるが、契約更新により1年以上(注)引き続き使用される者

(注)特定業務従事者(深夜業などの業務に従事する者)にあつては6ヶ月以上

なお、4分の3未満であっても、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の概ね2分の1以上であるときは、健康診断を実施することが望ましいとされています。



④

育休中の従業員は健康診断の対象から外してもいいのでしょうか？



⑤

育児休業中の従業員に対しては、健康診断を実施しなくても差し支えないとされています。

ただし、育児休業が終了し職場復帰したら、速やかに健康診断を実施しなければなりません。

また、就業規則で、育児休業中でも受診できるということを定めている事業所もあります。



⑥

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者: 労務チーム 谷田 直樹

TEL: 06-6868-1193
FAX: 06-6862-4662
Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2024.09.22

NK-GROUP
イラスト協力: WANPUG